

令和5年度

監査報告書

学校法人君津学園

監査報告書

学校法人君津学園
理事会 御中
評議員会 御中

私たち学校法人君津学園の監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づく監査を行なうため、令和5年度の学校法人君津学園の業務並びに財産の状況について監査を実施し、また、理事の業務執行状況についての監査も行った。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事からの業務の報告を聴取し、重要な決算書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えた。

監査の結果、学校法人君津学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

令和6年5月24日

学校法人 君津学園

監事 三上 勝彦 

監事 片山 渉 